

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者に係る許可の取消し	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第14条の3の2（要旨） 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロ若しくはハへに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し状況が特に重いととき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>※（事業の停止）</p> <p>第14条の3 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第14条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴聞</div> <div style="margin-left: 20px;">・弁明</div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	<p>行政手続法第13条第2項第2号に規定する「法令上必要とする資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。」に該当する場合は、手続を省略する。</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	